

| | | | |
|-------------------------|---|---------|---|
| 1. 科目名 (単位数) | 少年と犯罪 (2 単位) | 3. 科目番号 | GELA1353 GELA1333 |
| 2. 授業担当教員 | 久保 貴 | | |
| 4. 授業形態 | 講義を中心とするが、グループ討議やケース研究の演習などを併用する。 | 5. 開講学期 | 秋期 |
| 6. 履修条件・他科目との関係 | | | |
| 7. 講義概要 | <p>日本は犯罪発生率の低い治安の良好な国として世界に知られているが、次代を担う少年によるいじめ、非行や犯罪の発生状況とその様態にはかなりの問題があり、福祉国家を標榜するわが国の将来にとって深刻な社会問題となっている。そこで、少年による犯罪・非行の現状と時代による変化の様相、少年非行に対する警察・裁判の取り組み、児童福祉・少年院・保護観察所などの諸機関における処遇システムなどについて理解を深め、更には犯罪、非行の発生機序について素質と環境の両面から解明を試みる。また、効果的な治療、処遇の方法、犯罪被害者の支援等についても考察する。</p> <p>合わせて、近年、少年非行は凶悪化していると言われるが、本当に少年事件は凶悪化しているのか科学的、統計的に検証するとともに、少年非行に対する刑罰と保護のあり方について考察を加える。</p> | | |
| 8. 学習目標 | <ol style="list-style-type: none"> 少年非行の実情及び時代背景を反映した非行内容等の変化について理解し、説明することができるようになる。 犯罪・非行の原因とその発生機序について、素質・環境の両面から理解し、説明することができるようになる。 非行少年にかかる刑事司法機関、少年保護機関の役割・機能について理解し、説明することができるようになる。 事例研究（ケーススタディ）に基づき、少年非行の原因や適切な処遇のあり方について理解し、発表することができるようになる。 以上を通じて、将来、この種の専門機関（少年処遇機関）で働くことの意義を理解し、説明できるようになるとともに、就職のために必要な関連知識を修得することができる。 | | |
| 9. アサイメント (宿題) 及びレポート課題 | アサイメントとしては、講義前にはテキストの該当箇所を読み、講義後は知識の定着を図るため、再度、テキストやレジュメに目を通す。 | | |
| 10. 教科書・参考書・教材 | <p>【教科書】 鮎川潤『少年非行 社会はどう処遇しているか』放送大学叢書 025、左右社、2014。</p> <p>【参考書】 伊藤富士江編著『司法福祉・実践と展望』ぎょうせい、2021。 澤登俊雄『少年法入門 第6版』有斐閣、2015。 日本司法福祉学会編『改訂新版 司法福祉』生活書院、2017。 河原俊也編著『ケースから読み解く少年事件 実務の技』青林書院、2017。 法務省法務総合研究所『令和3年版犯罪白書』https://www.moj.go.jp/content/001361628.pdf</p> | | |
| 11. 成績評価の規準と評定の方法 | <p>○成績評価の規準</p> <ol style="list-style-type: none"> レポートや論文の書き方に関する基礎的、基本的事項を理解し、説明できるか。 分かりやすい表現方法や明瞭かつ論理的な文章を作成する力がついたか。 <p>○評定の方法 [授業への積極的参加度、日常の受講態度、レポート等を総合して評価する。]</p> <ol style="list-style-type: none"> 授業への積極的参加 総合点の20% 期末試験又は小テスト 総合点の40% 課題レポート 総合点の20% 日常の学習状況 総合点の20% | | |
| 12. 受講生へのメッセージ | <ol style="list-style-type: none"> 常に新聞・テレビ・雑誌・インターネットなどマスメディアに関心を寄せ、社会事象である少年非行の問題について考える習慣を身に付けること。 全員が授業に集中すること。私語、携帯電話・スマホ等、ゲーム、飲食、中抜け、居眠りなど授業の支障となる行為をするものは受講を遠慮願いたい。 | | |
| 13. オフィスアワー | 授業前後の休憩時間 | | |
| 14. 授業展開及び授業内容 | | | |
| 講義日程 | 授業内容 | 学習課題 | |
| 第1回 | オリエンテーション、少年非行とは | 事前学習 | 少年非行とは何かについて、参考書等を参照する。 |
| | | 事後学習 | 少年非行とは何かについて、講義の要点をまとめる。 |
| 第2回 | 少年非行の定義、少年非行の動向 | 事前学習 | 教科書の第1章の1 (p.8-13)、2章の1 (p.56-60)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第3回 | 少年非行の特質 | 事前学習 | 教科書の第1章の2 (p.13-32)、第2章の2・3・4 (p.61-80)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第4回 | 少年非行の原因と説明理論 | 事前学習 | 教科書の第1章の3・4・5 (p.32-55)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第5回 | 少年司法の流れ | 事前学習 | 教科書の第2章の5・6 (p.80-104)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |

| | | | |
|------|------------------------|------|---|
| 第6回 | 少年法の理念と基本構造 | 事前学習 | 教科書の第3章の1・2・3 (p.105-130)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第7回 | 家庭裁判所における調査 | 事前学習 | 教科書の第3章の4 (p.130-136)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第8回 | 家庭裁判所における審判 | 事前学習 | 教科書の第3章の5 (p.136-145)、第5章の1・2 (p.189-221)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第9回 | 非行少年の処遇 児童自立支援施設 | 事前学習 | 教科書の第5章の2を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第10回 | 非行少年の処遇 少年院 (処遇) | 事前学習 | 教科書の第4章の1 (p.146-155)、第5章の1 (p.181-209)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第11回 | 非行少年の処遇 少年院 (出院) | 事前学習 | 教科書の第4章の1 (p.146-155)、第5章の1 (p.181-209)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第12回 | 非行少年の処遇 保護観察 (処遇) | 事前学習 | 教科書の第④章の2 (p.155-176)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第13回 | 非行少年の処遇 保護観察 (良好・不良措置) | 事前学習 | 教科書の第4章の3 (p.176-188)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第14回 | 少年の刑事事件の取扱い | 事前学習 | 教科書の第6章の1・2 (p.222-249)を読む。 |
| | | 事後学習 | 講義の要点をまとめる。 |
| 第15回 | まとめ | 事前学習 | これまでの授業を振り返り、要点をまとめる。 |
| | | 事後学習 | 講義全体を振り返る。 |
| 期末試験 | | | |